

砥部町補助金等交付基準

平成18年3月29日 制定

(目的)

第1条 この基準は、本町が支出する補助金等について、透明性を高めるとともに、効果的かつ効率的に運用するために策定する。

(定義)

第2条 この基準において「補助金等」とは、団体若しくは個人の行う事務事業の内、町が公益上必要があると認めたもので、その事務事業の実施において行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、相当の反対給付を受けることなく交付する給付金で、次に挙げるものをいう。

- (1) 補助金 公益性のある活動の中でも、補助事業者等の自主性、任意性が高い活動を補い助けるための金銭給付で、最も奨励、助成的な趣旨に近い給付金
- (2) 交付金 町からの一定要件の資金供与により、補助事業者等が労力等の負担提供を伴いながら活動を展開するもので、政策誘導的な給付金
- (3) 負担金 町の施策事業とほぼ同様あるいは、本来町が実施するような事業を補助事業者等が行うものに対する給付金

(補助金等交付の基本方針)

第3条 補助金等の交付は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき、公益上必要のある場合に限られるものであり、その判断にあたっては、客観的に見て妥当なものであることを念頭に厳正に行うものとする。なお、次の各号に掲げるものについては補助金等を交付すべきでないものとする。

- (1) 本来、国や県又は民間等が負担すべきものであり、町の財政負担が適当でないもの
- (2) 事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的及び効果が不明確と思われるもの
- (3) 零細な補助金等で事業効果が薄いと認められるもの
- (4) 補助事業者等の自己資金で十分運営が可能なもの
- (5) 融資等への転換により、費用対効果の最適化が図られるもの
- (6) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告ができていない補助事業者等に対するもの

(補助対象外経費)

第4条 交付の対象とならない経費は、補助金にあつては次の各号の全部、交付金にあつては第2号から第6号に掲げるとおりとする。なお、負担金についてはこの限りでない。

- (1) 人件費（正職員と異なり雇用期間が1年を超えない労働契約を結んだ嘱託職員、臨時職員などの労働者に関わるものを除く。）
- (2) 交際費
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食費（会議等における茶菓子及び来賓等への弁当のほか、交付目的と飲食費が密接に関わるものを除く。）
- (5) 懇親会費
- (6) その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくないもの
（町が支出する額）

第5条 町が支出する額は、次のとおりとする。

- (1) 補助金 町が支出する額は補助基本額の2分の1以内とする。
- (2) 交付金 町が支出する額は定額又は一定の算式により算出するものとする。
- (3) 負担金 町が支出する額は毎年度予算査定のなかで決定するものとする。なお、負担金であっても、本来補助金や交付金に分類されるものを含むものについては、補助金的な事業にあつては補助基本額の2分の1以内、交付金的な事業にあつては定額又は一定の算式により町が支出する額を明確にするものとする。
（補助金及び交付金の取扱い）

第6条 本町の補助金及び交付金は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 交付に際し、根拠法令等に定めのないものについては、要綱等を整備し、交付する目的、目指す成果、対象、金額の積算基準等を明確にするものとする。
- (2) 前号の要綱等は、特に事情のない限り単年度とする。
- (3) 事業を客観的に評価させるため、毎年度事業評価を義務付けるものとする。
（負担金事業の取扱い）

第7条 負担金事業は、本来補助金や交付金に分類されるものを含むものについてのみ要綱等を整備し、交付する目的、目指す成果、対象、金額の積算基準及び終期等を明確にするものとする。

（補助金等の分類）

第8条 補助金等の分類については、別表のとおりとする。ただし、原則として毎年見直しを図るものとする。

（適用除外）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この基準を適用しないものとする。

- (1) 元金及び利子の補給事業に係るもの
- (2) 債務負担行為設定済みのもの
- (3) 法律や県条例又は国、県の交付要綱等により別に定められているもの

(4) 町が町以外の団体等と事業実施のために設立する実行委員会形式のもの（毎年度継続して実施している事業に係るものを除く。）

(5) その他町長が特に必要と認めるもの

（補助金等の公表）

第10条 補助金等については、会計年度終了後に補助金等の名称、金額及び交付先を町の広報紙若しくはホームページにおいて公表するものとする。この場合において、個人を対象に交付した補助金等については、個人情報の保護に十分留意するものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。